

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を
求める意見書

2014年成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でいうものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013年に日本医労連が実施した「看護職員実態調査」（全国32,372人北海道1,556人）によると、北海道では「慢性疲労」73.7%、健康に「不安」「大変不安」は60.2%となっています。「仕事をやめたい」と75%の看護職員が思い、その理由の1位が「仕事がきつい」2位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安定センターの「25年度介護労働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働条件の不満は「人手が足りない」（45%）「賃金が低い」（44%）と答え、事業者側も「人材確保がむずかしい」（54%）「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」（45%）と答えています。医療・介護の崩壊をくい止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員と労働条件改善もないといって過言ではありません。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

- 1 安心・安全な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅にふやし処遇改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月15日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

宛